

## 1 東三河振興ビジョンの概要

東三河振興ビジョンは、「将来ビジョン」と「主要プロジェクト推進プラン」で構成

### (1) 将来ビジョン (24年度に策定)

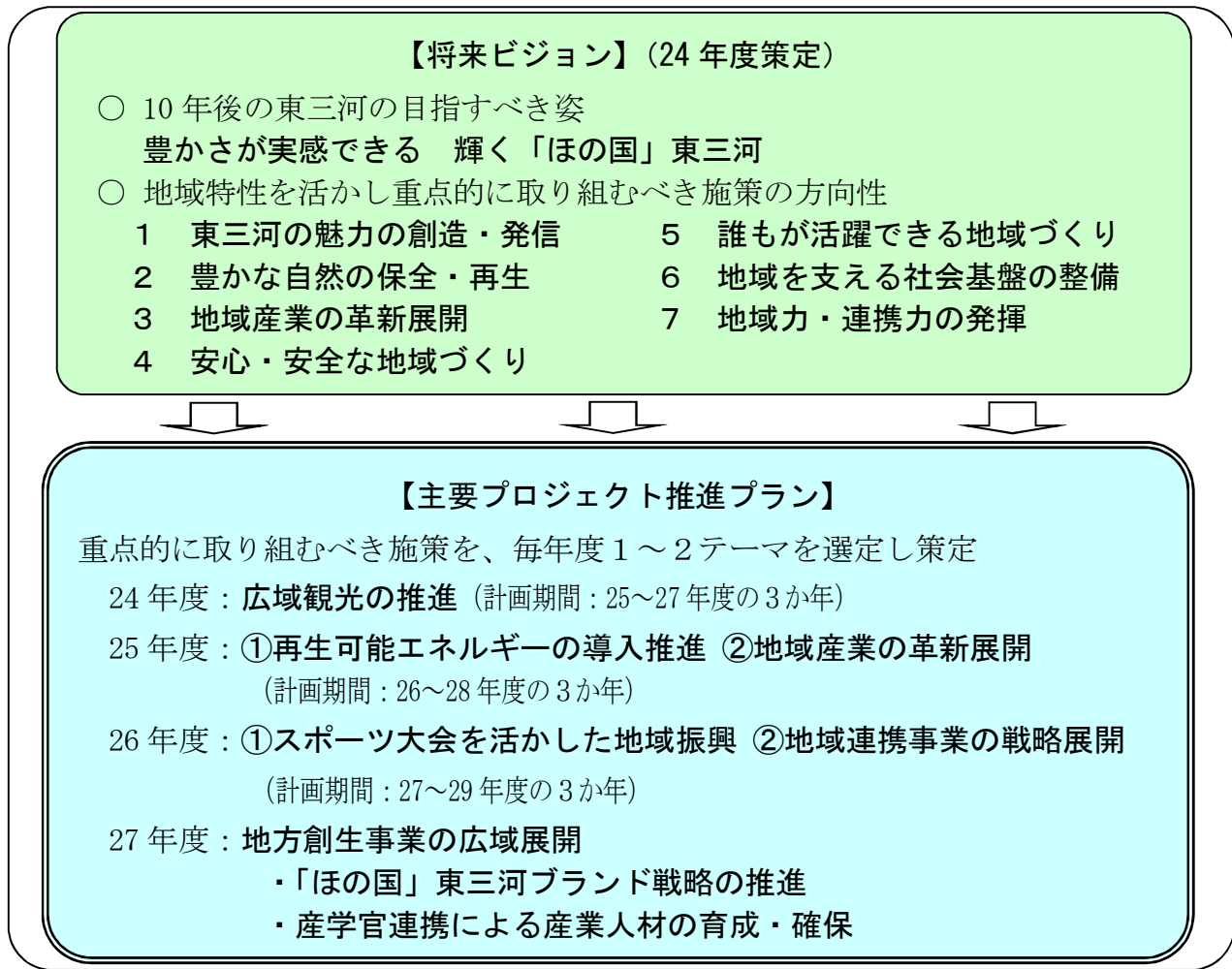
東三河の目指す地域の姿 (10年後の将来像) や、その実現に向けて重点的に取り組むべき施策の方向性を明らかにする「東三河の地域づくりの羅針盤」。

### (2) 主要プロジェクト推進プラン (24年度から毎年度策定)

「将来ビジョン」に掲げた7つの重点的な施策の方向性の中から、毎年度1～2テーマを選定し、推進プランを策定するとともに、先導事業を実施。

- 24年度策定：広域観光の推進 (先導事業：東三河魅力満載めぐり事業)
- 25年度策定：①再生可能エネルギーの導入推進 (先導事業：東三河地域の下水処理を核としたバイオマス利活用検討事業)  
②地域産業の革新展開 (先導事業：東三河地域産業人材育成事業)
- 26年度策定：①スポーツ大会を活かした地域振興 (先導事業：スポーツイベント広域展開検討事業)  
②地域連携事業の戦略展開 (先導事業：東三河農林水産物ブランド化推進事業)
- 27年度策定：地方創生事業の広域展開
  - ・「ほの国」東三河ブランド戦略の推進
  - ・産学官連携による産業人材の育成・確保

### <東三河振興ビジョンの構成図>



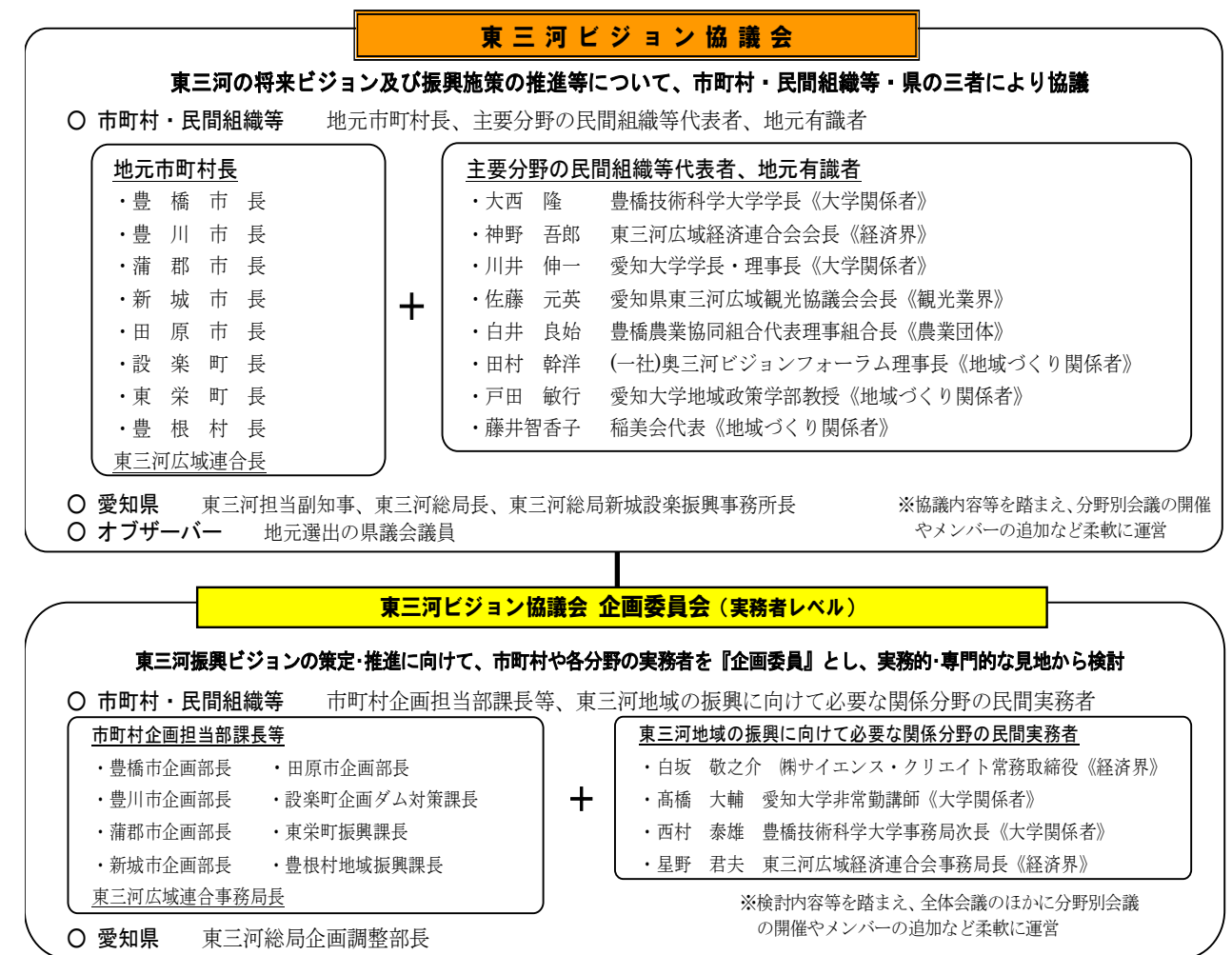
## 2 東三河振興ビジョンの策定・推進体制

### (1) 東三河ビジョン協議会

東三河振興ビジョンは、地域づくりの主体となる県、東三河の8市町村、東三河広域連合、経済団体、大学等で構成する「東三河ビジョン協議会」が策定・推進。(事務局は県東三河総局企画調整課)

東三河ビジョン協議会の下には、東三河振興ビジョンの策定・推進に関し、実務的・専門的な見地から検討するための「企画委員会」を設置するほか、主要プロジェクト推進プランのテーマ別の「検討ワーキング」を随時開催。

### <東三河ビジョン協議会の構成図 (H28.11.1現在)>



※その他、テーマ別に検討ワーキングを随時開催

### (2) 県「東三河総合戦略本部」

東三河地域の振興施策を総合的・戦略的に推進するための全庁的な組織。知事が本部長、東三河担当副知事が本部長代理、本庁各部局長等が本部長。事務局は振興部地域政策課。

## 東三河ビジョン協議会設置要綱

### (目的)

第1条 地域づくりの主体となる市町村、広域連合、民間組織等及び愛知県が一体となって東三河振興に取り組むため、各種地域振興施策について協議を行う場として、東三河ビジョン協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (構成)

第2条 協議会は次の委員により構成する。

市 町 村 東三河地域の市町村長

広 域 連 合 東三河広域連合長

民間組織等 別表に掲げる者

愛 知 県 東三河担当副知事、東三河総局長、東三河総局新城設楽振興事務所長

### (協議事項)

第3条 協議会においては、委員から協議の求めがあった次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 東三河地域の振興に向けたビジョンの策定・推進に関すること。
- (2) 東三河地域の振興に向けた各種連携方策に関すること。
- (3) その他東三河地域の振興にかかる重要事項に関すること。

### (座長等)

第4条 協議会に、座長を置く。

- 2 座長は、会務を総理する。
- 3 座長は、委員の互選により選出する。
- 4 座長に事故があるとき、又は座長が不在のときは、あらかじめ座長の指名する委員がその職務を代理する。

### (会議)

第5条 協議会の会議は、座長が招集する。

- 2 協議会の委員は、必要に応じて、座長に対し、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができる。
- 3 座長は、東三河地域選出の県議会議員に会議への出席を依頼し、意見を求めることができる。
- 4 座長は、必要があると認めるときは、委員及び東三河地域選出の県議会議員以外の者に会議への出席又は意見を求めることができる。

### (企画委員会)

第6条 第3条の協議事項に関連して、実務的・専門的な見地から検討するため、協議会に企画委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会の委員は、別に定める。

(会議の公開)

第7条 協議会の会議は、原則として公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 愛知県情報公開条例（平成12年愛知県条例第19号）第7条に規定する不開示情報が含まれる事項について議題とする場合
- (2) 会議を公開することにより協議会の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合であって、協議会がその一部又は全部を公開しない旨の決定をした場合

(協議の結果の尊重)

第8条 協議会において協議が調った事項については、委員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

(事務局)

第9条 協議会の事務局は、東三河総局企画調整部企画調整課内に置く。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年3月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年11月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年11月1日から施行する。

別表

氏 名	所 属 等
大西 隆	国立大学法人豊橋技術科学大学学長
神野 吾郎	東三河広域経済連合会会長（豊橋商工会議所会頭）
川井 伸一	愛知大学学長・理事長
佐藤 元英	愛知県東三河広域観光協議会会長
白井 良始	豊橋農業協同組合代表理事組合長
田村 幹洋	一般社団法人奥三河ビジョンフォーラム理事長
戸田 敏行	愛知大学地域政策学部教授
藤井智香子	稲美会代表

(※五十音順・敬称略)